

レバノン国会選挙(第18期国民議会選挙)顛末記(ノート)

——第1部 選挙法改正——

CMEPS-J Report No. 26

2009年9月17日に <http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham/lebanon/elections2009/1.htm>、<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham/lebanon/elections2009/1/0.htm>、<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham/lebanon/elections2009/1/1.htm>、<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham/lebanon/elections2009/1/2.htm>、<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham/lebanon/elections2009/1/3.htm>、<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham/lebanon/elections2009/1/4.htm>、<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham/lebanon/elections2009/1/5.htm>、<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham/lebanon/elections2009/1/6.htm> にて公開(2009年11月1日に更新)。

2015年8月20日に http://syriaarabspring.info/alsham/lebanon_parliament_2009_1.html に転載。

2018年7月10日に CMEPS-J Report として再刊。

青山 弘之

目次

- [I. 序](#)
- [II. 選挙法国民委員会](#)
- [III. 3月14日勢力、3月8日勢力の反発と代案の提示](#)
- [IV. 「憲政の真空」のもとでの攻防](#)
- [V. 国民対話会合](#)
- [VI. 国民議会での審議](#)
- [VII. 文献リスト](#)

I. 序

本稿は2009年6月7日にレバノンで実施された国会選挙(第18期国民議会選挙)をめぐる政治の動静を詳細に記述することで、同国の政情分析に必要な情報を提示することを目的とする。「第1部 選挙法改正」では選挙そのものを取りあげる前段階として、2005年8月から2008年9月にかけての選挙法改正をめぐる動きを取りあげる。

レバノンの政治を把握するには、宗派主義制度(al-nizam al-ta'ifi)と呼ばれる複雑な政治制度をまず理解していなければならないため、同国を題材とする論文・論考はこの制度についての詳細な説明から始めることが多い。しかし筆者はこれまでも既発表論文(青山・末近[2007:12-13][2009:14])において宗派主義制度の説明に多くの紙面を割いてきたため、本稿ではこの制度の解説を省略し、政情の記述に重きを置く。

第18期国民議会選挙は、第1次フアード・スィニューラ(Fu'ad al-Sinyura)内閣の発足(2005年8月)当初からレバノン内政における最重要懸案事項として取り扱われた。その背景には、第17期国民議会選挙(2005年5~6月投票)が「独立インティファダ」(Intifada al-Istiqlal)とレバノン駐留シリア軍の完全撤退(2005年4月)直後に実施されたにもかかわらず、国内の対立激化を回避するために、実効支配時代の2000年に制定された選挙法(2000年1月6日法律第171号、通称「ガーズィー・カナアーンの法」[qanun ghazi kana'an]、以下2000年選挙法)の改正が見送られたという事情があった。すなわち、レバノンの政党・政治勢力、政治指導者は、「独立インティファダ」を主導した3月14日勢力、シ

リアとの「特別な関係」の維持を主張する3月8日勢力、そして両陣営によって構成される第1次フアード・スィニューラ内閣への参加を拒否した変化改革ブロックのいずれもが、選挙法を改正したうえで、第18期国民議会選挙に挑もうとした。だが、このことは、駐留シリア軍完全撤退後のレバノンにより「公正な」選挙制度を確立したいという動機のみによって裏打ちされていたことを意味せず、彼らは自身にとってより有利な制度をめざして、選挙に臨んでいったのである。

以下ではまず第I節で、第1次フアード・スィニューラ内閣が2005年8月に設立した選挙報告民委員会の活動と同委員会が提出した報告書(2006年6月)がいかなるものだったかを明らかにする。次に第II節で、選挙報告民委員会が報告書提出からエミール・ラフフード(Imil Lahhud)大統領任期終了(2007年11月)にかけての3月14日勢力と3月8日勢力の対応に焦点を当てる。第III節では、大統領不在によって生じた「憲政上の真空」(al-faragh al-dusturi)のもとでの両陣営の攻防を取りあげる。第IV節では、「均衡崩壊」(kasr al-tawazun)後にカタルのドーハで開催された国民対話会合での両陣営の議論に着目する。そして第V節では、ドーハ合意(2008年5月)採択後の国民議会での選挙法改正法案の審議と2008年10月9日法律第41号(以下2008年選挙法)の内容を具体的にみる。

なお本章におけるアラビア語の固有名詞のカタカナ表記およびローマ字転写は一部の例外を除き大塚他編[2002:10-15]の表記法に依拠する。ただし定冠詞「アル=」(al-)は省略した。

II. 選挙法国民委員会

2005年8月8日、レバノンのすべての政党・政治組織、政治指導者のコンセンサスのもと(al-Hayat, August 6, 2005などを参照)、第1次フアード・スィニューラ内閣は閣議で「選挙法国民(特別)委員会」(al-Hay'a al-Wataniya (al-Khassa) li-Qanun al-Intikhab)を設置し(2005年8月8日決定第58号)、選挙法改正の準備を本格化させた。同委員会は、以下の法律家、法律学者、元判事から構成された——フアード・ブトルス(Fu'ad Butrus)委員長、ナウワフ・サラーム(Nawwaf Salam)書記、ガーリブ・マフマサーニー(Ghalib Mahmasani)、ミシェル・タービト(Mishal Tabit、マロン派)、ズハイル・シユクル(Zuhayr Shukr)、ガッサーン・アブー・ウルワーン(Ghassan Abu 'Ulwan)、ズィヤード・バールード(Ziyad Barud)、アブドゥッサラーム・シュアイブ('Abd al-Salam Shu'ayb)、ファーズ・ハーヅジ・シャールヒーン(Fayiz al-Hajj Shahin)、ブール・サーリム(Bul Salim)、アルワ・アクマジー(Aruwa Akmaji)、ハルドゥーン・ナジャー(Khaldun Naja) (“al-Nass al-Kamil li-Taqrir al-Hay'a al-Wataniya li-Qanun al-Intikhab”[2006])。

選挙法特別委員会の内規によると、同委員会は選挙法改正法案の策定を任務とし、毎週1度首相府で定例会合を開催し意見聴取や審議を行い、2006年1月末までに報告書と選挙法改正法案を内閣に提出することを求められた。採決は全会一致を原則し、意見が割れた場合は委員の3分の2以上の賛成をもって採否を決する旨定められた。また採決に反対した委員は議事録および内閣に提出される最終報告にその旨を文書で明記するよう求めることができ、審議過程で提示された重要な提案が内閣および国民議会での審議で考慮できるよう配慮された(*The Daily Star*, August 27, 2005, January 4, 2006, *al-Hayat*, August 26, 2005)。

2005年8月26日に正式に活動を開始した選挙法国民委員会は、2006年1月末までに72回の定例会合と数々の特別会合を重ね、レバノンの主要な政党・政治組織、政治指導者から122の提案を聴取し、報告者の作成を進めた。そのとりまとめ作業は難航し、第1次フアード・スィニューラ内閣は1月26日と3月16日の閣議で報告書の提出期限をそれぞれ2月末、5月末に延期した(*The Daily Star*, February 28, May 20, 2006, “al-Nass al-Kamil li-Taqrir al-Hay'a al-Wataniya li-Qanun al-Intikhab”[2006])。

選挙法国民委員会の審議と報告書作成において最大の争点となったのは選挙区の再編だった。なぜなら、特定宗派、特定地域に支持者が限定されているレバノンの政党・政治組織、政治指導者にとって、選挙区画定は国民議会における獲得議席数の増減にきわめて大きな影響を及ぼすからである。

選挙区の再編に関して、フアード・ブトルス議長は「選挙区は県を単位とする」と規定した国民和解憲章(“Wathiqat al-Wafaq al-Watani al-Lubnani”[1989: I-2-A5]、通称ターイフ合意)の尊重と比例代表制の導入をめざした。しかしこの提案は選挙法国民委員会の内外で反発を受けた。委員会内では、この提案に基づいて示された二つの試案(全国を9選挙

区に分ける案と 13 選挙区に分ける案)においてベイルート県が 1 選挙区に統合されたことに対して、ズィヤード・バーロード委員とミシェル・タービト委員が「[提案されている再編案は]特定の政党[ムスタクバル潮流]を喜ばせるべく作られた」と強く反対した(*The Daily Star*, March 8, March 14, March 16, 2006, *al-Safir*, March 6, 2006)。また委員会外では、自由国民潮流、レバノン軍団、レバノン・カターイブ党など、キリスト教徒の政党・政治組織が県を単位とした選挙区再編と比例代表制の導入では有権者の意思が正しく代表されないと非難した(*The Daily Star*, March 10, March 16, 2006)。またイスラーム教徒の政党・政治組織、政治指導者たちも、比例代表制の導入が獲得議席の減少をもたらすことを懸念した(*The Daily Star*, March 16, 2006)。

こうした反発にもかかわらず、選挙法国民委員会は、フアード・ブトルス議長の提案に沿って「憲法とタイフ合意」(ナウワフ・サラーム書記、2006年1月3日)を原則とした選挙法改正法案の作成を進めた。そして2006年6月1日、委員会は全会一致で報告書を採択し、第1次フアード・スィニューラ内閣に選挙法改正法案(“Mashru' Qanun al-Intikhabat al-Niyabiya[2006]、通称ブトルス選挙法案)とともに提出した(*The Daily Star*, June 2, 2006, *al-Mustaqbal*, June 2, 2006)。報告書は全9章からなり、提案の骨子は以下の通りであった(“al-Nass al-Kamil li-Taqrir al-Hay'a al-Wataniya li-Qanun al-Intikhabat” [2006]、 “Mashru' Qanun al-Intikhabat al-Niyabiya [2006])。

①多数代表制と比例代表制を併用する。全議席 128 議席中、71 議席を多数代表制による選出、57 議席を比例代表制による選出枠とし、各県の人口に応じて議席を配分する。これにより「宗派主義的言説でなく国民的言説を展開させ、レバノン国民、すなわち有権者と候補者の双方に国民的な性格を持った政治活動を奨励する原動力を保障する」(“al-Nass al-Kamil li-Taqrir al-Hay'a al-Wataniya li-Qanun al-Intikhabat” [2006: ch. 3. J. 2])。

②多数代表制において選挙区は原則として郡(ないしは複数の郡、ベイルート県の場合は複数の地区)とする(具体的な議席配分は表1を参照)。

③比例代表制において選挙区は原則として県とする。行政区画はベイルート県、南部県・ナバティーヤ県、北部県、ベカーア県が現状通り、レバノン山地県は、キスラワーン郡、ジュベイル郡、マトン郡を1県、シューフ郡、バアブダー郡、アレイ郡を1県とする2県に分割する。比例代表制はこれらの県を1選挙区とする(具体的な議席配分は表1を参照)。

④比例代表制の選挙区において連記制を採用する。有権者は自らの宗派的所属と政治的所属の二つを反映できるよう選挙リスト内の立候補者のなかから2人に投票する。

⑤比例代表制の選挙区において、候補者が登録する郡の票が、それ以外の郡に優先される。

⑥独立の選挙監視委員会(独立選挙委員会[al-Hay'a al-Mustaqilla li-l-Intikhabat])を設置する。

⑦選挙実施1年前以内には選挙法改正を禁じる——有権者と候補者が選挙の準備を充分に行うことを保障する。

⑧現職裁判官、第1級および第2級公務員、公社等の総裁および執行会議メンバー、地方議会正副議長の立候補を禁じる。

⑨「議会における女性の参加比率を最低30%にするべきとの国際的な合意に則り」(“al-Nass al-Kamil li-Taqrir al-Hay'a al-Wataniya li-Qanun al-Intikhabat” [2006: ch. 9])、選挙リストの候補者に占める女性の割合を30%以上とする。

⑩投票日は1日とする。

⑪選挙期間中のメディアを通じた選挙活動の規則を設ける。また選挙資金を規正することで、立候補者間の競争の平等を保障する。

⑫在外居住者による投票を可能とする。

表 1 選挙法国民委員会が作成した選挙法改正法案における選挙区

県/郡・地区(選挙区)	定数	イスラム教				キリスト教						
		スンナ派	シーア派	ドゥルーズ派	アラウィー派	マロン派	ギリシヤ正教	ギリシヤ・カトリック	アルメニア正教	アルメニア・カトリック	福音派	マイノリティ
多数代表区												
ベイルート県												
第1区(アシュレイヤ地区、ルマイル地区、サイフー地区、ムダウフル地区)	6					1	1	1	2			1
第2区(マズア地区、ムサイノ地区、パーシューラ地区)	2	2										
第3区(ベイルート岬地区、ダール・ムライサ地区、ズカーク・ブアト地区、マルファア地区、ミーナー・フスン地区)	2	1	1									
北レバノン山地県												
ジュベイル郡選挙区	2		1			1						
キスラワン郡選挙区	3					3						
マシ郡選挙区	5					2	1	1	1			
南レバノン山地県												
バアブダー郡選挙区	4		1	1		2						
アレイ郡選挙区	3			1		1	1					
シューフ郡選挙区	5	1		1		2		1				
南部県												
サイダー郡選挙区	1	1										
ザフラーニー郡選挙区	1		1									
スール郡選挙区	2		2									
ジェッズイーン郡選挙区	2					1		1				
ナバティーヤ県												
ナバディーヤ郡選挙区	2		2									
マルジャアユーン郡選挙区	2		1			1						
ハースバイヤー郡選挙区	2	1		1								
ピント・ジュベイル郡選挙区	2		2									
ベカーア県												
ザフル郡選挙区	5	1	1			1	1	1				
バアルバック郡・ヘルメル郡選挙区	6	1	3			1		1				
西ベカーア郡・ラーシャイヤー郡選挙区	3	1	1	1								
北部県												
トボリ郡選挙区	5	3			1		1					

県/郡・地区(選挙区)	定数	イスラーム教				キリスト教						
		スンナ派	シーア派	ドゥルーズ派	アラウィー派	マロン派	ギリシヤ正教	ギリシヤ・カトリック	アルメニア正教	アルメニア・カトリック	福音派	マイノリティ
シヤブ・ディニニーヤ郡選挙区	2	2										
アッカール郡選挙区	4	2				1	1					
ズガター郡選挙区	2					2						
ビシヤッラー郡選挙区	1					1						
ハトルーン郡選挙区	1					1						
クーラ郡選挙区	2						2					
合計	77	16	16	5	1	21	8	6	3			1
		38				39						
比例代表区												
ベイルート県選挙区	9	3	1	1			2	1			1	
アシュファイヤ地区、ルマイル地区、サイファイ地区、ムダウール地区	2						1	1				
マズラア地区、ムサイトバ地区、バーシユーラ地区	5	2	1	1			1					
ベイルート南地区、ダール・ムライサ地区、ズカーク・プラート地区、マルファア地区、ミーナー・フス地区	2	1									1	
北レバノン山地県選挙区	6					5	1					
ジュベイル郡	1					1						
キスラフーン郡	2					2						
マトン郡	3					2	1					
南レバノン山地県選挙区	7	1	1	2		3						
バアブダー郡	2		1			1						
アレイ郡	2			1		1						
シューフ郡	3	1		1		1						
南部県・ナバティニーヤ県選挙区	9	4	3			1		1				
サイダー市	1	1										
ザラニー郡	2		1					1				
スール郡	2	2										
ジェズイン郡	1					1						
ナバティニーヤ郡	1	1										
マルジャアユーン郡	1		1									
ハースバイヤ郡												
ピン・ジュベイル郡	1		1									
ベカーア県選挙区	9	2	3			1	1	1	1			
ザフル郡	2							1	1			
バルベック郡、ヘルマル郡	4	1	3									
西ベカーア郡、ラーシャイヤ郡	3	1				1	1					
北部県選挙区	11	4			1	4	2					

県/郡・地区(選挙区)	定数	イスラム教				キリスト教						
		スンナ派	シーア派	ドゥルーズ派	アラウイー派	マロン派	ギリシヤ正教	ギリシヤ・カトリック	アルメニア正教	アルメニア・カトリック	福音派	マイノリティ
トリポリ市	3	2				1						
シヤブ・デルニヤ郡	1	1										
アッカー郡	3	1			1		1					
ズガルト郡	1					1						
ビシャール郡	1					1						
ハトル郡	1					1						
クワ郡	1						1					
合計	51	14	8	3	1	14	6	3	2			
		26				25						

(出所) “al-Nass al-Kamil li-Taqrir al-Hay'a al-Wataniya li-Qanun al-Intikhab” [2006]、 “Mashru' Qanun al-Intikhabat al-Niyabiya [2006] をもとに筆者作成。

III. 3月14日勢力、3月8日勢力の反発と提案の提示

選挙法国民委員会の報告書は、3月14日勢力、3月8日勢力双方による批判を免れなかった。3月14日勢力では、レバノン軍団ブロックのアントワン・ザフラー (Antwan Zahra) 国民議会議員が2006年6月1日のラジオ局「明日の声」 (Sawt al-Ghad) とのインタビューで、「県を基本とした比例代表制では代表が公正に選ばれない」と非難した (The Daily Star, June 2, 2006)。また進歩社会主義党党首のワリード・ジュンブラト (Walid Junblat) 国民議会議員も6月2日付『ムスタクバル』紙とのインタビューで、多数代表制と比例代表制の併用を「複雑な案」と却下したうえで、郡を選挙区とする制度を採用するのが「無難な選択肢」と述べた (al-Mustaqbal, June 2, 2006)。一方、3月8日勢力は、変化改革ブロックのイブラーヒム・カナアーン (Ibrahim Kana'an) 国民議会議員が2006年6月3日、行政区画の改編を伴うレバノン山地県の選挙区画定が「特定の政治団体に利する」と批判した (The Daily Star, June 3, 2006)。彼らの主張の多くは、郡を単位とした選挙区画定を支持し、多数代表制と比例代表制の並列に異議を唱えるものであった。これは「選挙区は県を単位とする」と規定したタイプ合意からの逸脱を意味していたが、同時に郡(ないしは複数の郡)を選挙区とするかたちで改正が繰り返されてきた1990年代半ば以降の選挙法改正の動きを追認するものでもあった。

しかし、選挙法国民委員会の報告書に対する3月14日勢力、3月8日勢力双方の反発は、両陣営が改正の内容をめぐって共通の見解を持っていたことを意味しなかった。2006年11月、3月8日勢力が閣僚6人を辞職させ、「レバノン国民反政府」 (al-Mu'arada al-Wataniya al-Lubnaniya) と銘打った抵抗運動を開始すると、選挙法改正をめぐる両陣営の意見の相違は次第に先鋭化した。レバノン国民反政府運動において、3月8日勢力が、2008年11月に任期を終了するエミール・ラフド (Imil Lahud) 大統領の後任の選出、挙国一致内閣の発足と併せて、新選挙法のもとでの国民議会選挙の早期実施を要求し (al-Hayat, November 29, 2006)、選挙法改正を争点の一つとしたことで、選挙区再編は両陣営の日妥協的な対立のなかで議論されることになったのである。

先手を打ったのは3月14日勢力だった。3月14日勢力を構成する政党・政治組織、政治指導者は、選挙区再編に関して明確な立場を示すことを避けていたムスタクバル潮流を除くと、おおむね郡を選挙区とすることを支持していた。こうした姿勢を後押しするかたちで、2006年12月6日に3月14日勢力を後援するマロン派司教会議が国民和解内閣の発足と郡を選挙区とするための選挙法改正を求める声明を発表すると (The Daily Star, December 7, 2006)、2007年1月20日、シャルル・リズク (Sharl Rizq) 法務大臣が選挙法改正に向けた行動を再開したと発表し (al-Hayat, January 21, 2007)、3月下旬までに独自の選挙法改正法案を完成させた。3月14日勢力内の意見を反映したこの新法案は (al-Hayat, March 24, 2007)、以下4点を骨子としており、その内容は選挙法国民委員会の報告書における多くの提言を否定するものだった。

①全国を定数7～11人の中規模な15選挙区に分ける。各選挙区は原則として2ないしは3の郡によって構成される(表2の通り)。

②従来通り多数代表制とし、比例代表制を導入しない。

③共通の政治プログラムを有する立候補者どうしてリストを結成し、そのリストは当該選挙区に割り当てられた定数(宗派)を網羅していなければならない(定数に満たない不完全なリストを作成してはならない)。

④全国レベルでリスト間の同盟を構築し、リストに加わらない無所属の立候補を認めない。

表2 シャレル・リズク法務大臣が準備した選挙法改正法案における選挙区

県	選挙区	定数	イスラム教				キリスト教						
			スンナ派	シーア派	ドゥルーズ派	アラウィー派	マロン派	ギリシャ正教	ギリシャ・カトリック	アルメニア正教	アルメニア・カトリック	福音派	マイリテイ
ベイルート県													
	第1区	9	1				1	1	1	3	1		1
	第2区	10	5	2	1							1	
レバノン山地県													
	ジュベイル郡、キスラフ郡	8		1			7						
	マシク郡、アレイ郡	8					4	2	1	1			
	バアブダー郡	11		2	3		5	1					
	シュフ郡	8	2		2		3		1				
南部県・ナバティヤ県													
	サイダー郡、ザフラーニ郡、ジェズイン郡	8	2	2			2		2				
	スール郡、ナバティヤ郡	7		7									
	ピント・ジュベイル郡、マルジャアユーン郡、ハースバイヤ郡	8	1	5	1			1					
ベカーア県													
	西ベカーア郡、ラシヤイヤ郡	6	2	1	1		1	1					
	ザル郡	7	1	1			1	1	2	1			
	バアルベック郡、ヘルカル郡	10	2	6			1		1				
北部県													
	アッカー郡	7	3			1	1	2					
	トリク郡、シヤク郡、デインニヤ郡	10	8			1		1					
	ズガルター郡、ビシャッリ郡、クワラ郡、バトレン郡	11					8	3					
	合計	128	27	27	8	2	34	14	8	5	1	1	1
			64				64						

(出所) *al-Hayat*, March 24, 2007 より筆者作成。

これに対して、3月8日勢力は当初、自由国民潮流、アマル運動、ヒズブラーの間で意見が割れた。自由国民潮流が前述の通り、郡を選挙区とすることを求める一方で、比例代表制の導入に反対したのに対し、アマル運動はタイプ合意に準じた選挙区(県を単位とした選挙区)と比例代表制の導入を主張した(*The Daily Star*, April 2, 2007、*al-Hayat*, March 27, 2007)。他方、ヒズブラーは、例えば、2006年12月7日、ガーリブ・アブー・ザイナブ(Gharib Abu Zaynab)政治局員がマロン派司教会議の声明を受けて、「[選挙法国民委員会の報告書で提言された選挙]法[改正法案]について異なった見解を持つ者もいる」(*The Daily Star*, December 8, 2006)と述べ、郡を選挙区とすることに暗に反対した。

だが3月8日勢力はシャルル・リズク法務大臣の動きに対抗して選挙法改正のイニシアチブを發揮しようとするなかで徐々に意見の調整を図っていった。2007年2月12日、アマル運動書記長のナビーフ・ビッリー(Nabih Biri)国民議会議長が、3月14日勢力と3月8日勢力のメンバーによって構成される会議の設置を提唱し、ラフィーク・ハリリー(Rafiq al-Hariri)元首相暗殺事件の容疑者の裁判を目的としたレバノン国際法廷の開設、挙国一致内閣の発足、大統領選挙、パリ3の実施と併せて、選挙法改正と早期の国民議会選挙の実施を議論することを呼びかけた(*The Daily Star*, February 13, 2007、*al-Hayat*, February 13, 2007)。これに対して、自由国民潮流代表のミシェル・アウン(Mishil 'Awn)国民議会議員が3月12日、この構想を支持するとともに(*al-Hayat*, March 13, 2007)、郡を選挙区とすることを改めて主張すると、3月26日、ナビーフ・ビッリー国民議会議長は、ナスルッラー・スファイル(Nasr Allah Sufayr)マロン派総大司教への書簡のなかで、従来の立場に代えて郡を選挙区とすることを支持する意思を示し、自由国民潮流に同調した。そしてこれ以降、3月8日勢力内では郡を選挙区とするの方針が優勢となったのである(*The Daily Star*, March 20, March 29, March 31, 2007、*al-Hayat*, March 27, March 29, 2007)。

IV. 「憲政の真空」のもとでの攻防

2008年11月、エミール・ラッフォード大統領の任期が終了し、レバノンに「憲政の真空」が生じると、大統領選挙、挙国一致内閣、第18期国民議会選挙に向けた選挙法改正という三つの争点をめぐる3月14日勢力と3月8日勢力の対立はさらに激しさを増した。両陣営はミシェル・スライマン(Mishal Sulayman)国軍司令官を大統領に選出する点で一致しており、また挙国一致内閣の発足と選挙法改正を行うべきだという点でも意見を同じくしていた。だが、3月14日勢力が国民議会での大統領選出を最優先事項として位置づけ、挙国一致内閣と選挙法改正を「憲政の真空」を解消して以降に対処すべき問題と位置づけたのに対して、3月8日勢力は、これらの懸案すべてが一括して議論・解決されるべき「パッケージ」(*salla mutakamila*)だと主張した。しかも、エミール・ラッフォード大統領の任期終了を機に3月14日勢力と3月8日勢力が事実上の没交渉状態に陥ったことで、事態の打開に向けた動きは、両勢力の直接の交渉によってではなく、3月14日勢力を後援するフランス、エジプト、サウジアラビア、アラブ連盟や、3月8日勢力と戦略的パートナーシップを結ぶシリアの仲介と干渉のもとでめざされることになった。

例えば、2007年5月のニコラ・サルコジ(Nicolas Sarkozy)大統領就任以降、サン・クロー会議¹主催などを通じてレバノンへの干渉を強めていたフランスは、11月末以降、ベルナルド・クシュネル(Bernard Kouchner)外務大臣、ジャン・クロード・クスラン(Jean-Claude Cousseran)特使、クロード・ゲヤン(Claude Gueant)大統領府事務局長らを次々とシリアのダマスカスに送り込み、憲法改正による大統領選出、3月8日勢力が拒否権(3分の1以上の閣僚ポスト)を持つ挙国一致内閣の発足の是非、選挙法改正という三つの争点を打開するため、バッシュャール・アサド(Bashshar al-Asad)政権と交渉を行った(*al-Hayat*, January 2, January 3, 2008)。また2008年1月、アラブ連盟外相会議がレバノン危機打開計画を採択し、アムル・ムーサー('Amr Musa)事務総長が3月14日勢力と3月8日勢力の仲介に乗り出した(*al-Hayat*, January 11, 2008)²。

諸外国による仲介と干渉は、挙国一致内閣における3月14日勢力と3月8日勢力の閣僚配分を主要な争点としたが、その過程で選挙法改正をめぐる両陣営の主張も徐々に明らかになっていった。2008年1月16日、アラブ連盟のアムル・ムーサー事務局長、サアド・ハリリー(Sa'd al-Hariri)国民議会議員、アミン・ジュマイイル(Amin al-Jumayyil)元大統領、ミシェル・アウン国民議会議員が会談し、挙国一致内閣の閣僚配分について議論を行う一方、選挙法改正に関して、その詳細を決しないとしながらも、郡を選挙区とすることで合意した(*al-Hayat*, January 17, January 19, 2008)。これ

¹ 2006年3月から6月にかけて開催された国民対話会合、2006年9月から11月にかけて開催された協議を継承し、2006年7月にパリ郊外のサン・クローで3月14日勢力と3月8日勢力の代表が対立解消を目的に参集した会合。

² レバノン危機打開計画の内容は以下の通り。①憲法に沿ったミシェル・スライマン国軍司令官の大統領への即時選出を歓迎する、②憲法に沿った、対話による挙国一致内閣発足の即時合意を呼びかけ、いかなる勢力も過大な決定権を持たず、決定権を失わず、大統領が最終的な決定権を握る、③大統領選挙、組閣後に選挙法改正の行動開始を呼びかける、④アラブ連盟事務総長による連絡調整を行う、⑤この連絡調整を受け2008年1月27日にアラブ連盟緊急外相会議の再開する(Akhbar al-Sharq, January 6, 2008などを参照)。

県	選挙区	定数	イスラーム教				キリスト教						
			スンナ派	シーア派	ドゥルーズ派	アラウィー派	マロン派	ギリシャ正教	ギリシャ・カトリック	アルメニア正教	アルメニア・カトリック	福音派	マイノリティ
	スール郡	3		3									
	ピント・ジュベイル郡	2		2									
	ジェズイーン郡	3				2	1						
	マルジャアユーン郡、ハースバイヤー郡	4	1	2				1					
ベカーア県													
	ザフル市	5	1	1			1	1	1				1
	西ベカーア郡、ラーシャイヤー郡	3	2		1								
	バアルベック郡、ヘルメル郡	7	1	4		1		1					
北部県													
	トボリ市	5	4					1					
	トボリ市周辺村	2	2										
	アッカー郡	4	2			1	1						
	ズガルタ郡	3				3							
	クーラ郡	2					2						
	ビシャール郡	2				2							
	バトルン郡	2				2							
	合計	99	21	19	6		30	13	3	4	1	1	1
			46				53						

(出所) Qanun Intikhab A'da' Maljisi al-Nuwab al-Sadir bi-Tarikh 26 Nisan 1960[1960]より筆者作成。

1960年選挙法に基づいた選挙区改編は、アラブ連盟の仲介で3月14日勢力との折衝を担当したミシェル・アウン国民議会議員と彼が率いる自由国民潮流の意向を強く反映しており、その真意は従来の選挙法のもとでイスラーム教徒の票に圧倒されていた地域を再編・細分化し、キリスト教徒の票を投票結果に反映させることにあった。このことはとりわけ、バイルート県の選挙区を再編し、キリスト教徒が多数派をなす選挙区(第1区)を復活させることや、イスラーム教スンナ派が多数派を占める北部県アッカー郡とそれ以外の郡を分割することなどに表れていた(*al-Hayat*, February 26, 2008)³。

1960年選挙法に基づいた選挙区画定は、2008年2月25日のアラブ連盟アムル・ムーサー事務局長とナビーフ・ピッリー国民議会議長の会談でも後者によって確認された(*al-Hayat*, February 26, 2008)。また3月8日には、ヒズブッラー党員で抵抗への忠誠ブロック代表のムハンマド・ラアド(Muhammad Ra'd)国民議会議員が、1960年選挙法に基づく選挙区画定で合意したと述べた(*al-Hayat*, March 9, 2008)。さらに3月8日勢力の方針を後押しするかたちで、シリアのバシヤール・アサド大統領も3月4日、ダマスカスを訪問したアラブ連盟アムル・ムーサー事務局長に対して、①暫定内閣発足、②1960年選挙法に基づく選挙法改正法案の国民議会での承認、③承認後6ヶ月以内の国会選挙、という提案を示したと報じられた(*al-Hayat*, March 5, 2008, March 6, 2008)。むしろ3月8日勢力内ではこの方針に関して一枚岩ではなかった。4月1日、大統領の早期選出を主張し、ミシェル・アウン国民議会議員と対立を強めていたミシェル・ムッル(Mishal al-Murr)国民議会議員は、第2次ウマル・カラーミー(Umar Karami)内閣(2004年10月～2005年4月)を主導していた3月8日勢力が支持すべきは1960年選挙法ではなく、同内閣のもとで2005年1月に提出された選挙

³ 自由国民潮流のジュブラーン・ハースバイヤー政務関係担当官は2008年3月4日、郡を選挙区とすることは非は「バイルートの選挙区画定と関係している...なぜなら、現在バイルートに割り当てられている19議席のなかで、キリスト教徒が選んだ議席は皆無だからである」と述べる(*al-Hayat*, March 5, 2008)。なお1960年選挙法が制定された時点においてマルジャアユーン郡とハースバイヤー郡、バアルベック郡とヘルメル郡、ラーシャイヤー郡と西ベカーア郡は一つの行政単位をなしており、2008年2月25日に終わったアラブ連盟のアムル・ムーサー事務局長、サアド・ハリリー国民議会議員、アミン・ジュマイイル元大統領、ミシェル・アウン国民議会議員の3度目の会談において、サアド・ハリリー国民議会議員とアミン・ジュマイイル元大統領は、これらの郡の画定への対処をミシェル・アウン国民議会議員に尋ねたが、ミシェル・アウン国民議会議員は明確な回答を控えた(*al-Hayat*, February 26, 2008)。

法改正法案(同法案の選挙区画定については表 4 を参照)であると異議を唱え、3 月 8 日勢力を離反し、無所属として 3 月 14 日勢力に接近していった(*al-Hayat*, April 2, 2008)。

表 4 第 2 次ウマル・カラーミー内閣の選挙法改正法案(2005 年 1 月 25 日提出)における選挙区

県	選挙区	定数	イスラーム教				キリスト教						
			スンナ派	シーア派	ドゥルーズ派	アラウィー派	マロン派	ギリシヤ正教	ギリシヤ・カトリック	アルメニア正教	アルメニア・カトリック	福音派	マイノリティ
ペイルート県													
	第1区(ペイルート 岬地区、マズラア地 区、ムサイトバ地 区、ダール・ムライ サ地区、ミナー フスン地区、マルフ ア地区)	6	4		1			1					
	第2区(バーシュ ーラ地区、ズカー ク・プラート地区、 ルマイル地区、ム ダウール地区、サイ フイー地区)	9	2	2					3	1	1		
	第3区(アシュラフ イーヤ地区)	4				1	1	1				1	
レバノン山地県													
	シューフ郡	8	2		2	3		1					
	アレイ郡	5			2	2	1						
	バアブダー郡	6		2	1	3							
	マトン郡	8				4	2	1	1				
	キスタフーン郡	5				5							
	ジュベイル郡	3		1		2							
南部県													
	サイダー郡	2	2							1	1		
	ザフラーニー郡	3		2				1					
	スール郡	4		4									
	ジェズブイー郡	3				2		1					
ナバディーヤ県													
	ナバディーヤ郡	3		3									
	マルジャアエーン 郡、ハースバイヤ ー郡	5	1	2	1		1						
	ピト・ジュベイル 郡	3		3									
バカーア県													
	西ベカーア郡、ラ ーシヤイヤ郡	6	2	1	1	1	1				1		
	ザフル郡	7	1	1		1	1	2	1				
	バアルベック郡 ヘルマル郡	10	2	6		1		1					
北部県													
	アッカー郡	7	3			1	1	2					
	トボリ郡	8	5			1	1	1					
	シヤ郡、デイン ーヤ郡	3	3										
	ビシャッー郡	2				2							
	ズガルター郡	3				3							
	クーラ郡	3					3						
	バトルーン郡	2				2							
	合計	128	27	27	8	2	34	14	8	5	1	1	
			64				64						

(出所) “al-Nass al-Harfi wa al-Niha'i li-Mashru' Qanun al-Intikhab wifqa Qanun 1960 wa Mashari' Tata'allaq bi-Masarif al-Hamat wa Tanzim al-Flam wa al-Flan wa al-Kuta al-Nisa'iyah” [2005]より筆者作成。

3月8日勢力の攻勢に対して、3月14日勢力は拒否の姿勢で臨んだ。とりわけ2008年3月4日にバシヤール・アサド大統領が3月8日勢力に同調するかたち三提案を示すと、3月14日勢力は3月5日、3月8日勢力の主張を「シリアの提案」と非難し、1960年選挙法に依拠した選挙法改正に異議を唱えた。またこれに先だって、ナスルッラー・スファイル総大司教が3月4日、一選挙区あたりの定数を2人ないしは3人とするべきと主張し、「郡がより小さければ、より公正でバランスのとれた代表選出が可能」であるが、1960年選挙法ではそれが不可能で、しかも時代錯誤だとの見解を表明した。しかし3月8日勢力と同様、3月14日勢力内でもこの点に関して意見の相違が見られた。例えば、ブルス・ハルブ (Butrus Harb) 国民議会議員は4月4日、1960年選挙法に基づいた選挙区改編に原則支持の立場を表明し、3月14日勢力内の拒否主義的な姿勢と一線を画した (*The Daily Star*, March 5, March 6, 2008、*al-Hayat*, March 5, March 6, 2008)⁴。

V. 国民対話会合

3月14日勢力と3月8日勢力の批判の応酬は、選挙法改正をめぐる議論を停滞させた。こうしたなか、2008年5月5日、事態を憂慮した両陣営の一部の政治家、具体的には3月14日勢力のガッサーン・トゥワイニー (Ghassan Tuwayni) 国民議会議員と変化改革ブロックのガッサーン・ムハイビル (Ghassan Mukhaybir) 国民議会議員が、国民選挙法委員会の報告書に添付されたブルス暫定選挙法案をナビーフ・ビッリー国民議会議長に共同提出し、委員会審議を求めた (*The Daily Star*, Mar 6, 2008、*al-Hayat*, May 6, 2008)。しかし5月7日、親3月8日勢力の労働総同盟が漸行した賃上げ要求のためのゼネストが、バイルート、アレイ、シューフ、トリポリ、アッカー、サイダーなどでヒズブッラー、アマル運動とムスタクバル潮流、進歩社会主義党の支持者・民兵どうしの交戦に発展し、国内が内戦状態に陥ると、事態は新たな局面を迎えた。

「均衡崩壊」(*al-Hayat*, May 12, 2008)と呼ばれたこの内戦では、装備の面で上回る3月8日勢力の支持者・民兵が、バイルート国際空港やムスタクバル潮流の地盤であるバイルート西部の占拠、進歩社会主義党の地盤であるアレイへの砲撃などを通じて3月14日勢力を制圧した。これに対して3月14日勢力は、第1次フアード・スィニューラ内閣が2008年5月10日、戦闘の発端となった5月7日の閣議決定⁵を撤回するなど、3月8日勢力の攻勢を前になす術がなかった。2008年5月15日、アラブ連盟閣僚委員会の仲介により停戦合意が成立し、3月8日勢力の優位のもとで「均衡崩壊」の戦いが終わると、両陣営はカタールの呼びかけに応じて5月17日からドーハで国民対話会合を開催し、これまで争点となってきた大統領選出、挙国一致内閣の発足、選挙法改正を改めて審議した。この会合には両陣営の11グループ⁶の代表が参加した。そして5月21日、①ミシェル・スライマーン国軍司令官の大統領選出を例外的な現下において憲法上もつとも理想的な措置として実施、②3月14日勢力16人、3月8日勢力11人、大統領派3人の閣僚から

⁴ 3月14日勢力の姿勢は当然のことながら3月8日勢力から非難を浴びた。2008年3月4日、ナビーフ・ビッリー国民議会議長は「選挙法の議論は郡を最小単位として議論すべき。そうでないとタイプ合意に抵触する」と述べる (*al-Hayat*, March 5, 2008)。また翌5日には、より小さな選挙区を設定すると、イスラーム教徒がイスラーム教徒の議員を、キリスト教徒がキリスト教徒の議員を選出とする事態に陥ると批判 (*The Daily Star*, March 6, 2008)、24日にも「選挙区の小規模化は選挙を無に帰す」と述べた (*The Daily Star*, March 25, 2008)。またスライマーン・フランジーヤ (Sulayman Franjiya) 元内務地方行政大臣も3月5日、ナスルッラー・スファイル総大司教の発言を「長年の主張を突如変えた」と批判し (*al-Hayat*, March 6, 2008、*The Daily Star*, March 6, 2008)、9日には1960年選挙法の適用により混乱が解消すると述べた (*The Daily Star*, March 10, 2008)。ただしスライマーン・フランジーヤ元内務地方行政大臣は、サアド・ハリリー国民議会議員やワリード・ジュンブラート国民議会議員にとって都合のいい選挙区画定を拒否するという立場から、一選挙区あたりの定数を2人から3人にするという案には賛成し、バイルート県を5選挙区に、北部県のアッカー郡、トリポリ郡、シューフ郡をそれぞれ3選挙区に細分するべきと主張した (*The Daily Star*, March 6, 2008)。

⁵ 2008年5月7日、第1次フアード・スィニューラ内閣は、ヒズブッラーによって敷設された通信網閉鎖のための調査と、同組織によるバイルート国際空港街道沿いの監視カメラ設置を許可した治安責任者の解任を閣議決定した。これが「均衡崩壊」の契機となった。

⁶ 出席した11グループは以下の通り——①アマル運動、②ムスタクバル潮流、③第1次フアード・スィニューラ内閣 (3月14日勢力閣僚)、④進歩社会主義党、⑤自由国民潮流、⑥ヒズブッラー、⑦レバノン軍団、⑧レバノン・カタイーブ党、⑨人民ブロック、⑩トリポリ無所属ブロック、⑪その他 (無所属、クルナト・シヤフワーン会合、ターシュナーク党) (*The Daily Star*, May 17, 2008)。

構成される挙国一致内閣の発足、③1960年選挙法に則り、郡を単位とする選挙区の再編、という3点を骨子とする「ドーハ合意」が全会一致で採択された(全文は *al-Hayat*, May 22, 2007 を参照)。

国民対話会議における選挙法改正の審議は、会議初日の2008年5月17日に設置された委員会(選挙法検討小委員会)で行われた。この委員会には、3月14日勢力からレバノン軍団のジョルジュ・アドワーン(Jurj 'Adwan)国民議会議員、進歩社会主義党のアクラム・シュハイイブ(Akram Shuhayyib)国民議会議員、ムスタクバル潮流のガッターズ・フーリー(Ghattas al-Khuri)前国民議会議員が、3月8日勢力からアマル運動のアリー・ハサン・ハリール('Ali Hasan Khalil)国民議会議員、自由国民潮流のジュブラーン・バースィール(Jubran Basil)政務関係担当官、ターシュナーク党のアゴブ・パクラドゥーニヤーン(Aghub Baqraduniyan)国民議会議員が参加した(*al-Hayat*, May 19, 2008)。

最大の争点となったのはベイルート県の三つの選挙区改編であった。3月8日勢力は、第1区をキリスト教徒が多数派を占める地区のみによって構成することで自由国民潮流の優位を、また第2区をシーア派とアルメニア教徒が多数派となるように編成することで、アマル運動、ヒズブッラー、ターシュナーク党の優位を確保し、スンナ派票によって支えられているムスタクバル潮流からの議席奪取をねらった(*al-Hayat*, May 19, 2008、表5を参照)。これに対して、3月14日勢力は、①ベイルート県の3選挙区のうち、第1区をキリスト教徒が多数派を占めるように編成し、第2、3区をスンナ派が多数派をなすように画定する、②第1区の定数を4とし、そのすべてをキリスト教徒(マロン派、ギリシャ正教、ギリシャ・カトリック、マイリティア)枠に割り当てるよう求めた。しかし3月8日勢力、とりわけターシュナーク党は、アルメニア教徒に割り当てられている4議席(アルメニア正教3、アルメニア・カトリック1)がスンナ派が多い第2区と第3区に編入されることに反対した(*The Daily Star*, May 19, 2008)⁷。

表5 国民対話会議での3月8日勢力のベイルート県の選挙区改編案

選挙区	定数	イスラム教				キリスト教						
		スンナ派	シーア派	ドゥルーズ派	アラウィー派	マロン派	ギリシャ正教	ギリシャ・カトリック	アルメニア正教	アルメニア・カトリック	福音派	マイリティア
第1区(アシュラフイーヤ地区、マルファア地区、ミーナー・フスン地区)	5					1	1	1		1		1
第2区(ズカーク・ブラート地区、パーシューラ地区、ダール・ムライサ地区、サイフイー地区、ムダウール地区、ルマイル地区)	7	2	2						3			
第3区(ベイルート岬地区、マズアア地区、ムサイバ地区)	7	4		1			1				1	
計	19	6	2	1		1	2	1	3	1	1	1

(出所) *al-Hayat*, May 19, 2008 をもとに筆者作成。

選挙区改編をめぐる意見の対立が続くなか、カタールのハマド・ブン・ジャースィム・ブン・ジャブル・アール・サーニー(Hamad bn Jasim bn Jabr Al Thani)首相兼外務大臣は2008年5月18日、大統領選出、挙国一致内閣の発足を先行させ、選挙法改正を先送りにすることを提案した。しかし3月8日勢力は5月19日にこれを拒否し(*Akhbar al-Sharq*, May 19, 2008)⁸、次々と代案を示し、3月14日勢力に受諾を迫った。5月19日、ミシェル・アウン国民議会議員はベイルート県の選挙区画定に関して、1960年選挙法の選挙区画定をそのまま適用することを提案した。またナビーフ・ビッリー国

⁷ ターシュナーク党は、ベイルート県を3選挙区に分割すること自体に消極的だった(*al-Hayat*, May 20, 2009)。

⁸ しかしこれに関して、ムハンマド・ラアド国民議会議員は、カタールの提案が「選挙法の議論を先送とする代わりに、「中立的」内閣を発足する」という内容だったとし、これを拒否したのは与党だと批判。また野党が選挙法に関して多くの提案をしたにもかかわらず、与党はヒズブッラーの武器の問題に終始、大統領選挙を先行させようとしているだけと批判(*Akhbar al-Sharq*, May 19, 2008)。

民議会議長は同日、第 2 次カラーミー内閣のもとで提出された選挙法改正法案において示されたベイルート県の選挙区の採用を支持するとの意思を示した。さらにターシュナーク党は、アシュラフィーヤ地区を含む選挙区(第 1 区)の議席を 6、バーシュラ地区とズカーク・ブラート地区を含む選挙区(第 2 区)を 5⁹、マズラア地区、ムサイトバ地区、ベイルート岬地地区からなる選挙区(第 3 区)の議席を 8 としたうえで、ベイルート県のアルメニア教徒定数 4 を第 1 区と第 2 区に 2 議席ずつ配分することを提案した(*al-Hayat*, May 20, 2009)。しかしこれに対して、3 月 14 日勢力は、選挙法改正を先送りにして、挙国一致内閣を発足させるというカタルのシャイフ・ハマド・ブン・ハリーファ・アール・サーニー(*al-Shaykh Hamad bn Khalifa Al Thani*) 皇太子の提案に同調する一方、組閣後の選挙法改正に関する審議はプトルス暫定選挙法案を基にして行うべきだと反論し、3 月 8 日勢力に歩み寄ろうとはしなかった(*al-Hayat*, May 20, 2009)。

こうした事態を受け、今度はアラブ連盟外相委員会が 2008 年 5 月 19 日夜、3 月 14 日勢力と 3 月 8 日勢力の双方に妥協案を提示し、20 日午後までの回答を求めた(*Akhbar al-Sharq*, May 20, 2008)。5 月 20 日にカタルのハマド・ブン・ジャースィム・ブン・ジャブル・アール・サーニー首相兼外務大臣が明らかにしたこの非公式の妥協案は以下 2 点を骨子としていると報じられた(*Akhbar al-Sharq*, May 20, 2008、*al-Hayat*, May 21, 2008)¹⁰。

① 挙国一致内閣において 3 月 8 日勢力が 3 分の 1 以上を確保する。大統領選挙後にプトルス暫定選挙法案に基づいて選挙法改正を審議する。

② 大統領選挙前に選挙法改正の内容について結論を出す。その際、1960 年選挙法に基づき、ベイルート県の三つ選挙区の議席配分を表 6 の通りとする。

表 6 アラブ連盟外相委員会妥協案

選挙区	定数	イスラム教				キリスト教						
		スンナ派	シーア派	ドゥルーズ派	アラウィー派	马龙派	ギリシヤ正教	ギリシヤ・カトリック	アルメニア正教	アルメニア・カトリック	福音派	マイノリティ
第 1 区(アシュラフィーヤ地区、マルファア地区、ルマイル地区)	5					1	1	1		1		1
第 2 区(バーシュラ地区、サイフィー地区、ムダウワル地区、およびマズラア地区、ベイルート岬地区、ムサイトバ地区のいずれか)	7	2	1				1		3			
第 3 区(ズカーク・ブラート地区、ミーナー・フスン地区、ダール・ムライサ地区、およびマズラア地区、ベイルート岬地区、ムサイトバ地区のいずれか)	7	4	1	1							1	
計	19	6	2	1		1	2	1	3	1	1	1

(出所) *al-Hayat*, May 21, 2008 をもとに筆者作成。

しかしこの妥協案もまた、3 月 14 日勢力と 3 月 8 日勢力の双方によって拒否された。3 月 14 日勢力では、ムスタクバル潮流のムハンマド・カッバーニー (*Muhammad Qabbani*) 国民議会議員が 3 月 8 日勢力の選挙での勝利を保障する選挙区画定だとして反対した(*The Daily Star*, May 21, 2008)。3 月 8 日勢力でも、ミシェル・アウン国民議会議員、ヒズブッ

⁹ ターシュナーク党の案において、第 2 区の定数はスンナ派 1、シーア派 2、アルメニア正教 2 とされたが、これはアマル運動、ヒズブッラーとの選挙同盟を念頭にいたものだった(*al-Hayat*, May 20, 2009)。

¹⁰ *Akhbar al-Sharq*, May 20, 2008 によると、野党は回答を 2008 年 5 月 21 日まで猶予するよう求めた。

ラーのフサイン・ハーッジ・ハサン(Husayn al-Hajj Hasan)国民議会議員が、サアド・ハリリー国民議会議員に有利で、選挙実施前に勝敗が決する、という理由で反対した(*The Daily Star*, May 21, 2008、*al-Hayat*, May 21, 2008)。またターシュナーク党のハーグーブ・バクラドゥーニヤーン(Haghub Baqraduniyan)国民議会議員も「ペイルートの宗派バランスを考慮していない」と批判した(*al-Hayat*, May 21, 2008)。

大統領選挙の方法、挙国一致内閣の構成が合意に至るなか、選挙区画定は最後まで難航した。2008年5月21日、選挙法検討小委員会は、ナビーフ・ビッリー国民議会議長の提案でヒズブッラーのムハンマド・フナイシュ(Muhammd Funaysh)電力水資源大臣、ムスタクバル潮流のサーリフ・ファルーフ(Salih Farrukh)を加え、ペイルート県の三つ選挙区画定と定数配分を集中審議した。この審議ではまず、自由国民潮流のジュブラーン・バースィール政務関係担当官の意見を受けるかたちで、ペイルート県の第1区、第2区、第3区の定数を5、7、7としてきたこれまでの配分を6、4、9に変更する案が示された。しかしこの案はレバノン軍団のジョルジュ・アドワーン国民議会議員を除く3月14日勢力によって拒否され、代わりに同勢力は三つの選挙区の定数を5、4、10に配分する案を提示した。この案に対して、3月8日勢力内では、ジュブラーン・バースィール政務関係担当官が第1区の定数を6とすべきだと反論した。だが、アゴプ・バクラドゥーニヤーン国民議会議員がアルメニア教徒の定数を第1区、第2区に2議席ずつ配分するなら受諾するとの立場を示すと、ジュブラーン・バースィール政務関係担当官も妥協した(*The Daily Star*, May 22, 2008、*al-Hayat*, May 22, 2008)。

こうして最終合意に至った選挙区画定は、2008年5月21日に発効したドーハ合意において以下の通り明記された(*al-Hayat*, May 22, 2008)。

「1960年の法律に従い、郡をレバノンの選挙区とする。ただし、マルジャアユーン郡とハースバイヤー郡、バアルベック郡とヘルメル郡、西ベカーア郡とラーシャイヤ郡はそれぞれ1選挙区とする。

ペイルート県に関して、以下の通り画定する。

第1区: アシュラフィヤ地区、ルマイル地区、サイフィー地区。

第2区: バーシュウラ地区、ムダウワル地区、マルファア地区。

第3区: ミーナー・フスン地区、アイン・ムライサ地区、マズラア地区、ムサイトバ地区、ペイルート岬地区、ズカーグ・ブラート地区。

国民議会に提出された法案、すなわちフアード・ブトルス元大臣を座長とする選挙法国民委員会が規定に従い審議検討のために準備した法案に示された改革条項の国民議会への提出を合意する」(*al-Hayat*, May 22, 2008)。

VI. 国民議会での審議

ドーハ合意の成立を受け、2008年5月25日にミシェル・スライマーン国軍司令官が国民議会で大統領に選出された。同日に就任宣誓をしたミシェル・スライマーン大統領は5月28日にフアード・スィニューラ首相に組閣を要請し、8月12日の国民議会での施政方針の承認をもって第2次フアード・スィニューラ挙国一致内閣が発足した。そしてこの動きと並行して、選挙区改編を含む選挙法改正法案の作成と審議が本格化した。

2008年6月18日、国民議会の行政法務委員会(ロベール・ガーニム[Rubir Ghanim]議員)が会合を開き、①ブトルス暫定選挙法案とドーハ合意における選挙区画定をもとに選挙法改正法案作成のための審議を再開する、②審議には選挙法国民委員会の委員が出席させる、ことを合意した(*al-Hayat*, June 19, 2008)。また6月23日には、選挙区画定以外の細目に関して選挙法改正法案の内容を確定することを決定し(*al-Hayat*, June 24, 2008)、毎週2回(月曜日、水曜日)の会合を通じて(*al-Hayat*, July 3, 2008)、投票資格者年齢の引き下げ、在外居住者の投票権、投票日数など、ブトルス暫定選挙法案のなかを示された提案の是非を審議した。これにより、投票日を1日とすること(7月30日に委員会承認)、選挙日程に関する日程(立候補届出に関する日程、立候補猶予期間など——8月4日に委員会承認)、選挙運動資金の上限設定(8月6日に委員会承認)などが委員会承認された(*al-Hayat*, July 31, August 5, August 6, 2008)。一方、

投票資格者年齢の21歳から18歳への引き下げ、在外居住者への選挙権付与¹¹といった提案については「実施上の問題」を理由に法案に盛り込むことが見送られた(*The Daily Star*, September 25, 2008, *al-Hayat*, September 25, 2008)。また裁判官や地方行政首長の出馬禁止期間に関して、行政法務委員会は退職後2年とする方向で審議を行い、地方行政首長を2年、それ以外を現行のまま6ヶ月とすることで合意した。だがその後、3月14日勢力が地方行政首長の出馬禁止期間も現行のままとすべきと主張し、変化改革ブロックと鋭く対立したため、その是非は国民議会での本会議での審議に持ち越された(*The Daily Star*, September 25, 2008, *al-Hayat*, September 25, 2008, September 28, 2008)。

このように行政法務委員会での審議を通じて、選挙法改正法案は徐々にかたちを得ていったが、3月14日勢力と3月8日勢力はこの段階でも、選挙区画定をめぐる対立を続けた。例えば、バイルート県の三つ選挙区の議席配分をめぐる、変化改革ブロックはバイルート県第3区に割り当てられた同宗派の議席をキリスト教徒が多数派を占めるバイルート県第1区に戻すべきだと主張した(*al-Hayat*, June 24, July 2, 2008)¹²。そして2008年8月下旬、3月8日勢力(とりわけ変化改革ブロック)は選挙改革案と選挙区画定を切り離し、前者を早期に国民議会本会議で採決し、後者を継続審議とすることを求めた。両者の対立は、8月27日に行政法務委員会がドーハ合意に従った選挙区画定とすることを可決するまで続いた(*al-Hayat*, August 28, 2008)。

2008年9月23日、行政法務委員会は118条からなる選挙法改正法案をついに完成させ、翌9月24日、ナビーフ・ビッリー国民議会議長に提出した(*al-Hayat*, September 24, 2008)。これを受け、ナビーフ・ビッリー国民議会議長は9月27日に本会議を招集し¹³、同日と29日の2日にわたって法案内容の連続審議を行い承認し(9月27日には第1条から第56条が審議・承認され、29日には第57条から第118条が審議・承認され——審議の具体的な内容はal-Jumhuriya al-Lubnaniya, Majlis al-Nuwab[2008a][2008b]を参照)、2008年10月8日法律第25号(官報2008年10月9日第41号、全117条)として公布された(法律全文はhttp://www.lp.gov.lb/kanoun_intikhab/default.htmを参照、各選挙区の議席配分はhttp://www.lp.gov.lb/kanoun_intikhab/jadwal2008.htmを参照)¹⁴。

2008年選挙法における主な改正点を改めてまとめると以下の通りである。

①選挙区(2008年選挙法第2条):ドーハ合意に従い表7(および図1)の通り改編。

②有権者資格年齢:「21歳」(2000年選挙法第9条)から「憲法が定める年齢」(2008年選挙法第3条)に修正し、「21歳に達したすべてのレバノン国民」が選挙権を享受すると定めた憲法第21条の改正(18歳への有権者資格年齢引き下げ)への道を開く。

③県庁・郡庁所在地首長の出馬禁止期間:裁判官、軍人、その他の地方自治体首長・議会議員と同じ「最低6ヶ月」(2000年選挙法第30条)から、「最低2年」(2008年選挙法第10条1)とし、裁判官、軍人、その他の地方自治体首長・議会議員と区別。

④選挙管理委員会:選挙諸委員会(al-Hay'at al-Intikhabiya、2000年選挙法第7条)に代えて、内務地方行政省の所轄下に選挙運動監視委員会(Hay'a al-Ishraf 'ala al-Hamla al-Intikhabat)を新たに設置し、選挙運動を監視(2008年選挙法第12~23条)。

⑤投票日:「すべての選挙区で投票日は1日とする。治安維持のために必要とあらば、選挙区毎に投票日を決定できる」(2000年選挙法第7条)と規定し、投票日を3~4日としてきた現状を改め、1日とする(2008年選挙法第43条)。

⑥立候補供託金:10,000,000ポンド(2000年選挙法第35条)から6,000,000ポンド(2008年選挙法第47条2)に引き下げ。また供託金の返還条件を、当選者と「10%以上」得票した落選者(2000年選挙法第35条)から当選者と「20%以上」得票した落選者(2008年選挙法第48条)に変更。

¹¹ 在外居住者の投票は2013年の第19期国民議会選挙に向けて実施をめざす方向で決着した(*al-Hayat*, October 1, 2008)。

¹² ハルブ国民議会議員はトリポリ郡に割り当てられたマロン派の議席をナトルーン郡に移動すべきだと主張した(NNA, September 27, 2009)。

¹³ 国民議会本会議は当初2009年8月26日開催を予定していたが、選挙区画定、地方行政の首長の出馬禁止期間、さらには国軍司令官人事、副首相の権限拡大をめぐる3月8日勢力と3月14日勢力の対立によって、1ヶ月あまりの延期を余儀なくされた。

¹⁴ 本法は官報2008年10月23日第44号4390頁にて誤植が修正され、2008年12月27日修正法律第59号(官報2008年12月30日第59号——<http://www.lp.gov.lb/Client%20Resources/Download%20Pages%5C%D8%AA%D8%B9%D8%AF%D9%8A%D9%84%20%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86%20%D8%A7%D9%84%D8%A5%D8%AC%D8%B1%D8%A7%D8%A1%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%B6%D8%B1%D9%8A%D8%A8%D9%8A%D8%A9.doc>)で第56条と第153条の文言が若干修正された。

⑦選挙資金規正:2000 年選挙法には具体的規定がなかったが、立候補者による選挙運動講座(Hisab al-Hamla al-Intikhabiya)の開設、同口座への選挙資金の入金および同口座からの選挙運動費用の拠出(2008 年選挙法第 55 条)、立候補者 1 人あたりの選挙資金を定額 150,000,000 ポンド、および内務地方行政大臣が選挙区の定数に応じて閣議で定める金額に制限(2008 年選挙法第 57 条)を定める。

⑧視聴覚メディアを通じた立候補者の宣伝活動:視聴覚メディアでの宣伝活動を原則禁止(2000 年選挙法第 68 条)を改め、選挙管理委員会の認可のもとでの宣伝(2008 年選挙法第 66 条 A-1)、視聴覚メディアにおける政見放送の有料化(2008 年選挙法第 66 条)、報道の中立性確保(2008 年選挙法 67 条)、投票日前 10 日間の世論調査結果発表禁止など世論調査への規制(2008 年選挙法第 74 条)、外国の衛星メディアへの立候補者の出演に対する選挙管理委員会の監視・評価(2008 年選挙法 75 条 2)などを定める。

⑨在外居住者の投票:第 19 期国民議会選挙から実施(2008 年選挙法第 114 条)。

表 7 第 18 期国民議会選挙における選挙区

県	選挙区	定数	イスラム教				キリスト教					
			スンナ派	シーア派	ドゥルーズ派	アラウィー派	マロン派	ギリシャ正教	ギリシャ・カトリック	アルメニア正教	アルメニア・カトリック	福音派
ベイルート県												
	第1区(アシュラフイーヤ地区、ルマイル地区、サイフィー地区)	5					1	1	1	1	1	
	第2区(バーシュエーラ地区、ムダワル地区、マルファア地区)	4	1	1					2			
	第3区(ベイルート岬地区、ミナー・フスン地区、ダールムライサ地区、マズア地区、ムサィノバ地区、スカーク・プラート地区)	10	5	1	1			1			1	1
レバノン山地県												
	バアブダー郡	6		2	1		3					
	マドゥ郡	8					4	2	1	1		
	シューフ郡	8	2		2		3		1			
	アレイ郡	5			2		2	1				
	キスラフーン郡	5					5					
	ジュベイル郡	3		1			2					
南部県												
	サイダー郡	2	2									
	ザフラーニー郡	3		2					1			
	スール郡	4		4								
	ジェズイーン郡	3					2		1			
ナバティーヤ県												
	ナバディーヤ郡	3		3								
	マルジャアユーン郡、ハースパイヤー郡	5	1	2	1			1				
	ビント・ジュベイル郡	3		3								
ベカーア県												
	ザル郡	7	1	1			1	1	2	1		
	西ベカーア郡、ラシヤイヤ郡	6	2	1	1		1	1				
	バルベック郡、ヘルメル郡	10	2	6			1		1			

県	選挙区	定数	イスラーム教				キリスト教					
			スンナ派	シーア派	ドゥルーズ派	アラウィー派	马龙派	ギリシヤ正教	ギリシヤ・カトリック	アルメニア正教	アルメニア・カトリック	福音派
北部県												
	トリポリ市	8	5			1	1	1				
	ミンヤ郡 デインニヤ郡	3	3									
	アッカール郡	7	3			1	1	2				
	ズガルター郡	3					3					
	クーラ郡	3						3				
	ビシャッラー郡	2					2					
	バトルーン	2					2					
	合計	128	27	27	8	2	34	14	8	5	1	1
			64				64					

(出所)2008年10月8日法律第25号および2008年12月27日修正法律第59号における各選挙区の議席配分 (http://www.lp.gov.lb/kanoun_intikhab/jadwal2008.htm)をもとに筆者作成。

図1 第18期国民議会選挙における選挙区



(出所)筆者作成。

VII. 文献リスト

< 日本語文献 >

- 青山弘之・末近浩太(青山弘之編) [2007]『現代レヴァント諸国の政治構造とその相関関係(調査研究報告書)』JETRO アジア経済研究所。
- 青山弘之・末近浩太[2009]『現代シリア・レバノンの政治構造(アジア経済研究所叢書 5)』岩波書店。
- 大塚和夫・小杉泰・小松久男他編[2002]『岩波イスラーム辞典』岩波書店。

< 外国語文献 >

- al-Jumhuriya al-Lubnaniya, Majlis al-Nuwab[2008a]“Majlis al-Nuwab Shara’a fi Munaqasha Iqrar Jadwal A’mal-hi wa Abrazha Iqtira’ Qanun al-Intikhab wa al-Taqsimat wa Mawdu’ al-I’lan wa al-I’lam al-Intikhabiyyin” September 27 (http://www.lp.gov.lb/Presidency/hai2a_3amma/jalsat_tachri3iya/27-9-2008.htm).
- — — [2008b] “ al-Jalsa al-Tashri’iya fi Yawm-ha al-Thani al-Ithnayn 29/9/2008, ” September 29 (http://www.lp.gov.lb/Presidency/hai2a_3amma/jalsat_tachri3iya/29-9-2008.htm).
- “Mashru’ Qanun al-Intikhabat al-Niyabiya: Kama Wada’at-hu al-Hay’a al-Wataniya al-Khassa bi-Qanun al-Intikhabat al-Niyabiya ” [2006] June 1 (<http://www.pcm.gov.lb/NR/rdonlyres/7208FE88-D066-4A15-99DA-C872A847DB62/0/?????????????????????????????????????.pdf>, 2008年6月1日 DL).
- “al-Nass al-Harfi wa al-Niha’i li-Mashru’ Qanun al-Intikhab wifqa Qanun 1960 wa Mashari’ Tata’allaq bi-Masarif al-Hamalat wa Tanzim al-I’lam wa al-I’lan wa al-Kuta al-Nisa’iya,” [2005], January 25 (*al-Nahar*, January 25, 2005 に掲載).
- “al-Nass al-Kamil li-Taqrir al-Hay’a al-Wataniya li-Qanun al-Intikhab”[2006](<http://www.alrabita.info/>, 2006年6月7日 DL).
- Qanun Intikhab A’da’ Majlis al-Nuwab al-Sadir bi-Tarikh 26 Nisan 1960[1960].
- “Wathiqat al-Wifaq al-Watani al-Lubnani: Allati Aqarra-ha al-Liqa’ al-Niyabi fi Madina al-Ta’if bi-al-Mamlaka al-‘Arabiya al-Sa’udiya bi-Tarikh 22/10/1989m wa allati Saddada-ha Majlis al-Nuwab fi Jalsa-hi al-Mun’aqida fi al-Qulay’at bi-Tarikh 5/11/1989m”[1989].

< 定期刊行物 >

- The Daily Star* (Beirut).
- al-Hayat* (London).
- al-Mustaqbal* (Beirut).
- al-Nahar* (Beirut).
- al-Safir* (Beirut).

< 通信社 >

- NNA (National News Agency, Beirut).

< インターネット紙 >

- Akhbar al-Sharq (<http://www.thissyrria.net/>).